



富田林市告示第92号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項により、南部大阪都市計画用途地域の変更の素案について、次のとおり公聴会を開催する。

なお、公聴会において、作成しようとする都市計画の変更の素案に関し意見を述べようとする者は、富田林市都市計画公聴会規則第4条第2項に規定する公述申出書を市長に提出しなければならない。

令和6年8月23日

富田林市長 吉 村 善 美



1. 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

令和6年9月30日（月）

午後1時

(2) 場所

富田林市桜ヶ丘町2番8号

すばるホール4階 秀月の間

2. 公述申出書の提出に関する事項

(1) 提出方法

都市計画の変更の案に関し意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名及び電話番号を記載した富田林市長宛の公述申出書を、公述申出先へ持参、若しくは郵送又はEメールにより提出すること。

(2) 提出先

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

電話 0721-25-1000

Eメール tokei@city.tondabayashi.lg.jp

富田林市産業まちづくり部都市計画課

(3) 提出期限

令和6年9月2日（月）から令和6年9月17日（火）まで

（必着のこと。）

3. 公聴会に出席して意見を述べることができる者

富田林市の住人及び利害関係人

4. 公聴会の傍聴手続に関する事項

(1) 申出方法

公聴会を傍聴しようとする者は、住所、氏名及び電話番号を記載し、郵送又はEメールにて、申し出ること。

(2) 申出先

2 (2) に同じ。

(3) 申出期限

令和6年9月2日(月)から令和6年9月17日(火)まで
(必着のこと。)

5. 素案の概要

別紙「南部大阪都市計画用途地域の変更について(富田林市決定)」のとおり。

6. 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

富田林市産業まちづくり部都市計画課及び市ウェブサイト

(2) 縦覧期間

令和6年9月2日(月)から令和6年9月17日(火)まで

7. 公聴会の中止

公述申出がない場合は、公聴会を開催しない。

別紙 南部大阪都市計画用途地域の変更（富田林決定）

